

日医発第 567 号 (保 117)
平成 19 年 9 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

平成 19 年度医薬品価格調査に対する協力について

今般、標記調査の実施につきまして、厚生労働省医政局長より本会あて協力依頼がありました。

本調査は、健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的として実施されるものであります。

本会といたしましては、従前どおり本調査に協力することといたしましたので、貴職におかれましても客体医療機関の協力が得られますようご高配方よろしくお願い申し上げます。(参考：前回調査は平成 17 年 9 月 28 日付日医発第 552 号にてご依頼)

調査内容につきましては添付資料 1 に示されるとおり、平成 19 年 9 月取引分の医薬品(経過措置品目を除く。)の包装単位、価格、数量等について、平成 19 年 10 月 1 日から同年 10 月 31 日までの間に実施されるものであります。なお、調査票は平成 19 年 11 月 2 日までに都道府県の調査担当吏員あて提出いただくことになっております。

購入サイドといたしましては、全国から病院約 900 (抽出率 1/10)、診療所(歯科診療所を除く。)約 1000 (抽出率 1/100)、保険薬局約 1,600 (抽出率 1/30) が調査客体として抽出されており、貴都道府県分の客体医療機関につきましては添付資料 6 のとおりであります。

客体医療機関に対しましては、都道府県調査主管課を通じて、添付資料 2～5 の他に回答用 F D (フロッピーディスク) が同封され送付されることとなっております。

回答につきましては、添付資料 2 の「医療機関用調査票・第 I 及び第 II」を提出いただきますが、取引データ等について電算化の行われている医療機関では「第 II」に代えて、F D (フロッピーディスク) 又はその他磁気媒体での提出が可能です (F D は調査票等に

同封の上客体医療機関に送付されます。その他の磁気媒体による回答を希望する場合は、当該磁気媒体は客体医療機関において用意いただくこととなりますが、詳細は各都道府県の調査担当吏員にお問い合わせください。

客体医療機関におきまして、本調査に関して不明な点や疑義が生じた場合には、各都道府県の調査担当吏員に問い合わせさせていただきますようご連絡ください。

なお、客体医療機関名簿につきましては、部外秘として取扱われますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 平成 19 年度医薬品価格調査の実施について
(平 19. 9. 19 医政発第 0919005 号 厚生労働省医政局長通知)
2. 医薬品価格調査
 医療機関用調査票・第Ⅰ
 医療機関用調査票・第Ⅱ
3. 第Ⅱの記入例(医療機関用)
4. 医療機関用調査票 記入上の注意
(別紙) F D 報告による場合の入力方法(医療機関・保険薬局用)
5. 薬価基準収載医薬品コード表
6. 貴都道府県分客体医療機関名簿 病院・診療所

医政発第0919005号
平成19年9月19日

(社)日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



平成19年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力賜り、感謝申し上げます。

標記につきまして、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

平成19年度医薬品価格調査実施要領

1. 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象品目

薬価基準に記載されている全医薬品。

ただし、使用医薬品告示の別表に掲げられている医薬品(経過措置品目)については、調査対象品目としない。

調査対象品目数：約14,000品目(告示ベース)

約18,000品目(銘柄数)

3. 調査項目

医薬品の包装単位、価格、数量等

4. 調査期間及び提出期限

平成19年9月取引分を対象として平成19年10月1日から同年10月31日までの間に実施する。

調査客体は、平成19年11月2日までに都道府県に提出し、都道府県は同年11月9日までに厚生労働省に提出することとする。

5. 調査客体

(1) 販売サイド

保険医療機関(病院又は診療所(歯科診療所を含む。))及び保険薬局に直接医薬品を販売する薬局、一般販売業者、卸売一般販売業者、特例販売業者及び歯科用薬剤販売業者(以下「販売業者」という。)の全数を対象及び客体とする。

ただし、医薬品の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引を行っている販売業者は対象としない。

(調査客体数 約4,000客体)

(2) 購入サイド

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により10分の1の抽出率で抽出された病院を客体とする。

(調査客体数 約 900客体)

イ 診療所（歯科診療所を除く。）の全数から、層化無作為抽出法により100分の1の抽出率で抽出された診療所を客体とする。

（調査客体数 約1,000客体）

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により30分の1の抽出率で抽出された保険薬局を客体とする。

（調査客体数 約1,600客体）

6. 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。この場合、ア及びオについては厚生労働省が、イ及びエについては都道府県が、ウについては調査客体自らが行うものとする。

ア 調査票等の作成

イ 調査客体に対する調査票等の配布

ウ 調査票への記入等

エ 調査客体から調査票等の回収

オ 調査票等の集計